平成２１年（フ）第４３０号
佐賀県佐賀市鍋島１丁目７番25号
債務者　天川　隆己
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３２号
佐賀県神埼市神埼町尾崎4320番地１
債務者　齊藤　浩子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３８号
佐賀県神埼市神埼町本堀2845番地25
債務者　**荒**木　肇一
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７２号
佐賀県佐賀市多布施４丁目18番413号
債務者　橋本　則子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第４２号
長崎県平戸市津吉町841番地２
債務者　立石　勝美
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第９号
長崎県松浦市御厨町板橋免73番地
債務者　森山　正道
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第６０号
長崎県松浦市志佐町高野免797番地、従前の住所長崎県松浦市志佐町庄野免206番地３
債務者　山下　嘉文
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第６２号
長崎県松浦市志佐町西山免257番地、従前の住所佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙3095番地６
債務者　末永恵美子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第１８９５号
名古屋市守山区森孝１丁目1312番地　レジデンス梅村505号
債務者　西片真由美
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７５３号
熊本市小山２丁目20番５号　小平アパート102号
債務者　山下テル子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９２９号
熊本市東野２丁目11番10号
債務者　修理とし子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９７０号
熊本市榎町７番33号　榎Ｓ・Ｈ・Ｙ204号
債務者　金澤　　史
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６７号
岩手県二戸市石切所字枋ノ木13番地
債務者　佐藤　良一
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第６８号
岩手県九戸郡軽米町大字上舘第15地割57番地
債務者　中嶋　淳子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第８０７４号
大阪市西成区中開２丁目２番10号　グレーシィ今宮202
債務者　花田　修一
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５０２号
大阪市東淀川区東中島１丁目21番24―408号
債務者　鈴木美奈子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５２０号
大阪市西成区天下茶屋３丁目25番２号　かなきハイツ１Ａ
債務者　辻井　　明
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部